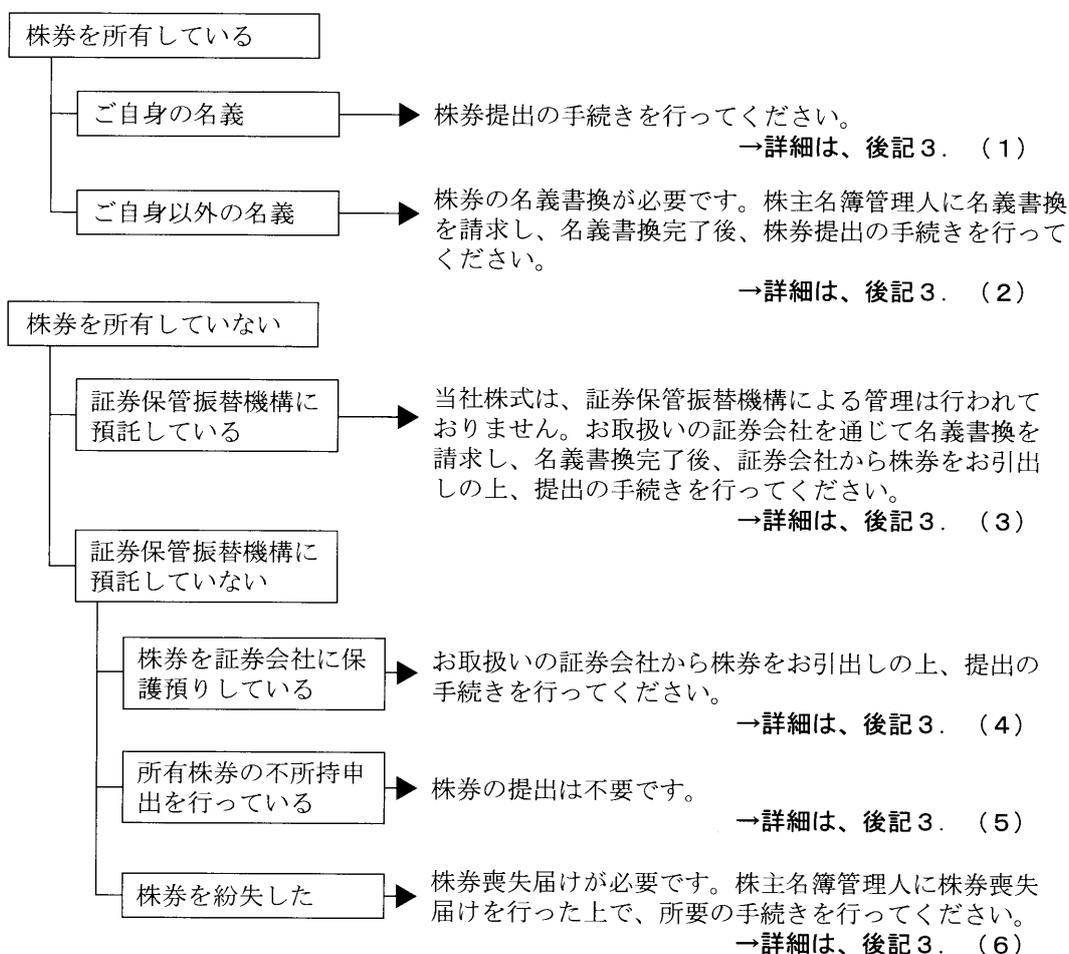


(ご参考資料)

株主様に全株取得に応じていただくお手続きについて

株主様に今後おとりいただく手続きは、株主様が所有されている株券の所在等により、以下のパターンに区分されます。株主様がどのパターンに該当されるか、ご確認いただき、必要な手続きをおとりいただきますよう、お願い申し上げます。



1. 株券提出期間

平成22年2月10日（水）から平成22年3月12日（金）まで

2. 株券提出事務取扱場所

(1) 株券提出先

〒231-8799

郵便事業株式会社横浜港支店留

株式会社メディアイノベーション行

(2) 株券提出等問合わせ先

株式会社メディアイノベーション コールセンター

連絡先 03-5977-7318

営業時間 平日 10:00～15:00

ご利用期間 平成22年1月26日～平成22年7月31日

(3) 株主名簿管理人

問い合わせ先 中央三井信託銀行 証券代行部

連絡先 0120-78-2031

営業時間 平日 9:00～17:00

名義書換受付窓口 中央三井信託銀行の本店、全国各支店の窓口
(コンサルプラザを除く)

3. 株券提出方法

(1) ご自身名義の株券をお手元に所有している場合

- ① 同封の「株式譲渡代金振込先指定書」と「提出株券明細書」（両面印刷で1枚もの）に所要事項をご記入いただき、お届け印をご押印いただき、この書類と指定いただいた口座番号が確認できる通帳のコピー等と、ご所有の株券の全部とを一括りに取りまとめいただいた上で、前記2. (1)株券提出先へご送付ください。その際、お手数ですが封筒は株主様がご用意くださいますようお願い申し上げます。

なお、株券は有価証券ですので、必ず**簡易書留郵便**にてご郵送ください。**簡易書留郵便**によらず送付し、株券を郵送中に紛失されても、当社は責任を負いかねますのでご注意ください。また、郵送料は株主様にてご負担いただけますようお願いいたします。

なお、提出株券の枚数が簡易書留で郵送できる限度をこえる株主様におかれましては、**書留ゆうパック**をご利用ください。

- ② 株主様の株式譲渡代金は、上記3. (1)①でご記入いただいた「株式譲渡代金振込先指定書」にてご指定いただいた金融機関の口座に、平成22年4月30日（金）から順次お振込みいたします。

(2) ご自身以外の名義の株券をお手元に所有している場合

株券を所有していても、株主名簿への記載がない株主様への代金支払いはいたしかねます。当社株式を譲受け、ご自身名義への名義書換がお済みでない場合は名義書換を行っていただく必要があります。前記2. (3)の株主名簿管理人に対し、名義書換を請求し、名義書換を完了した後に、前記3. (1)のとおり、株券提出のお手続きを行ってください。

(3) 証券保管振替機構に預託している場合

当社株式を株式市場で取得され、その後証券保管振替機構に預託された株主様の当社株式については、平成18年4月14日をもって上場廃止となって以降、証券保管振替機構による管理は行われておりません。お取扱いの証券会社を通じて証券保管振替機構名義から株主様名義への名義書換を請求し、名義書換を完了した後に、証券会社から株券をお引出しの上、前記3.(1)のとおり、株券提出のお手続きを行ってください。

(4) 株券を保護預かりされている場合

当社株券を証券会社等に保護預かりにされている場合、株券をお引出しいただく必要があります。お取扱いの証券会社から株券をお引出しの上、前記3.(1)のとおり、株券提出のお手続きを行ってください。

なお、ご自身以外の名義の場合には、証券会社を通じて名義書換を請求し、名義書換を完了した後に、証券会社からお引出してから、ご提出ください。

(5) 株券の不所持申出を行っている場合

当社株券の不所持申出を行っている株主様につきましては、株券提出は不要となります。「株式譲渡代金振込先指定書」のみご記入いただき、前記2.(1)株券提出先へご送付ください。

(6) 株券を紛失された場合

当社株券を紛失、盗難、焼失等により喪失された場合、株券喪失の登録が必要となります。前記2.(3)の株主名簿管理人に問い合わせいただき、所要のお手続きを行ってください。

〈ご注意〉

- * 株券のご提出後は、提出の取消し、株券の返還又は提出名義人の変更等についてのご請求はお受けできませんので、あらかじめご了承願います。
- * 前記3.(1)及び(5)以外の株主様は、各手続きを行った上で、郵送いただきますので、お早めにお手続きいただけますようお願いいたします。株券提出期限は平成22年3月12日(金)です。名義書換後の株券郵送にかかる日数をご考慮ください。

以 上

- 封筒は株主様をご用意ください。
- 封筒を閉める前に、封入した書類等をもう一度ご確認ください。
- 株式譲渡代金振込先指定書あり 記入漏れなし 押印済み
- 振込先指定口座の通帳のコピー等あり
- 提出株券明細書あり 記入漏れなし 計算違いなし
- 株券 合計_____枚 合計_____株

株式に関する主なQ&Aを以下に掲げましたので、ご参考にしてください。

1. 名義書換はどのようにすればよろしいのですか？

窓口にてお手続きをいただくには、弊社の株主名簿管理人である中央三井信託銀行の本店、全国各支店の窓口にてお手続きを行うことができます。ただし中央三井信託銀行のコンサルプラザでは名義書換事務をとりおこなってはいません。

名義書換の際には、(1)株券、(2)株式名義書換請求書兼株主票、(3)印鑑をお持ちください。

2. 名義書換に必要なものはなんですか？

株券、株式名義書換請求書兼株主票及び印鑑です。なお、相続等によって株式を取得された場合にも名義書換が必要になります。この場合には上記のほかはその権利関係を証明する書類（戸籍謄本等）が必要になります。

3. 名義書換はいつまでに行えばよいですか？

取得基準日である平成22年3月11日までに名義書換をお済ませください。ただし、株券提出期限は平成22年3月12日ですので、名義書換後の株券郵送にかかる日数をご考慮ください。

4. 住所変更について

当社からのご案内は、お届けのご住所宛にお送りいたしますので、ご住所を変更されたときには必ずお届けください。

また、市制の施行、町村合併や住所表示制度の実施により町名、地番が変わったときもお手数ですが、同様にお届けください。

なお、お届けの窓口は、上記1. の名義書換の場合と同様です。

5. 届出印の変更について

名義書換の際、ご提出の株主票にご押印されました印鑑がお届出印鑑となります。その後の住所変更等の諸届出や今回の株式譲渡代金振込先指定書も、お届出印鑑をご押印いただき、株主様ご本人からのご請求であることを確認しております。お届出印鑑を紛失されたり、別の印鑑に変更されるときには必ずお届けください。

なお、お届けの窓口は、上記1. の名義書換の場合と同様です。

6. 今回の全株取得に応じないことができるのでしょうか？

出来ません。全株主様から全部取得条項付普通株式の全部を取得することが決議されましたので、全株主様には、所有されている全株式を当社に売却していただくことになりました。

7. 株券の喪失（紛失、盗難、焼失）のお申し出について

株券喪失の登録が必要となります。登録がされた日の翌日から起算して1年を経過した日に、株券は無効になります。株券を所持している人から登録についての異議の申請があった場合、株券喪失の登録は抹消されます。

なお、お届けの窓口は、上記1. の名義書換の場合と同様です。

8. 株式送付の際の電話代や郵送料等の費用は御社で負担してもらえるのですか？

まことに申し訳ありませんが、弊社で負担することはできません。

9. 配当金の振込先を指定していますが

今回株主様が譲渡される株式の譲渡代金は、確実にお受け取りいただく方法として、「株式譲渡代金振込先指定書」に振込先をご指定いただき、その銀行等の預金口座に直接お振込みする方法をとらせていただきます。

すでに配当金の振込先を指定されていまして、今回の振込先を改めて上記書類にてご指定いただきますよう、お願い申し上げます。

以 上